

自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表について

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3 (別 ケ表 月3)	3 (別 ケ表 月4)	6 (別 ケ表 月5)	6 (5 ケの 月2)	1 (別 表6 年)	1 (別 表7 年)	初 回	2 回 以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	G V W 8 ト以上	○						1年	←	貨物運送事業者の トラック（三輪を含む）
		G V W 8 ト以上トレ-ラ		○					1年	←	
		G V W 8 ト未満	○						2年	1年	
		G V W 8 ト未満トレ-ラ		○					2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
		二輪						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽自動車					●		2年	←	霊柩
レンタカー	貨物	G V W 8 ト以上	○						1年	←	トラック （三輪を含む）
		G V W 8 ト以上トレ-ラ		○					1年	←	
		G V W 8 ト未満	○						2年	1年	
		G V W 8 ト未満トレ-ラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
	二輪	軽自動車			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
	特種	小				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
		普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		貨物	○						1年	←	タンク車 冷蔵冷凍車
		G V W 8 ト以上							1年	←	
	大特	G V W 8 ト以上トレ-ラ		○					2年	1年	
		G V W 8 ト未満	○						2年	1年	
		貨物	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ ボール・トレーラ
		G V W 8 ト以上							1年	←	
		G V W 8 ト以上トレ-ラ		○					2年	1年	
		G V W 8 ト未満	○						2年	1年	
家用自動車	貨物	G V W 8 ト未満トレ-ラ		○					2年	1年	トラック （三輪を含む）
		軽自動車			○				2年	1年	
		定員11名以上	○						2年	←	
		幼児専用車			○				1年	←	
		普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車 （マイカー）
	乗用	軽自動車					●		3年	2年	
		三輪			○				2年	←	
		小						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	
		普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	
	特種※	普通・小型	○						2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、 ボート・トレーラ、冷蔵冷凍車、 コンクリート・ミキサー車、 活魚運搬車、給水車
		G V W 8 ト以上		○					1年	←	
		G V W 8 ト以上トレ-ラ							2年	1年	
		G V W 8 ト未満			○				2年	1年	
	大特※	G V W 8 ト未満トレ-ラ			○				2年	1年	ホイール・クレーン フォーク・リフト
		軽自動車					●		2年	←	
		G V W 8 ト以上	○						2年	←	
		G V W 8 ト未満			○				2年	←	
		貨物	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ ボール・トレーラ
		G V W 8 ト以上							1年	←	
		G V W 8 ト以上トレ-ラ		○					2年	1年	
		G V W 8 ト未満			○				2年	1年	
		G V W 8 ト未満トレ-ラ			○				2年	1年	そり付き、カタビラ付軽自動車
		検査対象外軽自動車			○				無	←	

注意 ① 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

注意 ② G V W：車両総重量

※ 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8ト未満について初回のみ2年となる。

★ ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。

①野良犬専用車 ②カワ自動車 ③粉粒体運搬車 ④ボ-トレ-ラ ⑤冷蔵冷凍車 ⑥塵芥車 ⑦糞尿車 ⑧汚水運搬車 ⑨コンクリート車 ⑩現金輸送車